

事項一一「ブラジル」移民関係雑纂

一一〇 一月三日 在サンパウロ 藤田総領事ヨリ
内田外務大臣宛

イグアベ殖民地ノ土地代値上及州税免除期間
延長ニ閣スル法律案州議会通過ノ件

(附属書一) マレー、ジュニオール氏ノ反対演説訳文

二 政府財政委員ノ説明演説訳文

三 右法律案訳文

通移公第一号 (二月二十二日接受)

大正十一年一月三日

在サンパウロ

總領事 藤田 敏郎 (印)

外務大臣伯爵

内田 康哉殿

海外興業株式会社ハ「イグアペ」殖民ニ分譲スル土地ノ代
価値上ト同殖民地ニ対スル州税免除期間ノ延長トヲ予テ州

議会ニ請願中ノ處右二件ノ許可ヲ目的トセル法律案ハ本月
二十一日下院財政及農業委員会ヨリ下院ニ提出セラレタル

カ第二読会ニ於テ「マレー、ジュニオール」氏ハ別紙甲号
ナリトノ趣ニ有之候

「ミルレース」乃至六十「ミルレース」ニ値上セルコト
二 租税免除ニ閣スル期限ヲ實際土地引渡ノ日ヨリ起草シ
更ニ五年間延長セルコト

ニシテ前項値上ノ理由ハ旧代価ハ一九一一年ノ制定ニ係リ
今日ニ於テハ余リニ低廉ニ過クルト共ニ殖民地ノ拡大ニ伴
ヒ近傍ニ介在スル私有地ヲ比較的高価ニ買取スルノ必要生
シタルニ由ルモノ又後項ハ州政府カ海興会社ニ交附ヲ約セ
ル官有地五万「エクタレス」ハ其後官私有地調査事件進捗
セス今日迄僅ニ一万三千余「エクタレス」ヲ交附セラレタ
ルノミニシテ從テ此際免稅期間延長ノ必要アルニ由ルモノ
ナリトノ趣ニ有之候

委細ハ別紙添付訳文ニ付御了知相成候様致度此段具報申進
候

本信専送付先 堀口公使

(附属書一)

「マレー、ジュニオール」氏ノ反対演説訳文

余ハ主義トシテ日本殖民ニ反対ナリ、政府ハ会社トノ契約
ヲ延期セント欲スルモ余ハ同地方ノ直接代表者トシテ彼ノ

訳文ノ通「オー、エスター、ド、サンパウロ」紙所載ノ
排日記事(客年十二月十七日付機密第八号報告)ヲ引用シ
政府及海外興業会社間契約ノ延期ニ反対シ同殖民地カ有益
ノモノナルヤ否ヤ政府ノ説明ヲ求ムルノ要アリト主張シ為
ニ討論ノ延期ヲ見タリシモ起案者タル財政委員「アゼヴェ
ド、ジュニョール」氏カ別紙乙号訳文ノ通弁明シ原案中ノ
云々ヲ「契約ニ左ノ修正ヲ加フル云々」ニ修正セル結果
「マレー」氏モ満足シ目的トスル二項ニハ何等ノ改変ヲ加
フルコトナクシテ別紙丙号訳文ノ通二十三日下院ヲ通過シ
次テ上院ニ於テハ何等討論ヲ見スシテ二十九日下院案ヲ可
決致候

右法律案ニヨリ許可セラレタル二項ハ

一 海興会社カ殖民ニ分与スル土地一「エクタル」(一区
ノ面積二十五「エクタレス」乃至五十「エクタレス」)
ノ代価十「ミルレース」乃至三十「ミルレース」ヲ二十

地方(イグアベ地方)ニ於ケル日本人ノ為セル所ヲ知悉
ス、如斯殖民ヲ継続スルハ全ク有害ナルコトヲ了解セリ、
現ニ本月十三日ノ「オ、エスター、ド、サンパウロ」新聞
ハ同地方ヲ能ク知レリト称スル一僧侶ノ印象記ヲ掲載シ
(該記事ノ訳文既ニ進達セリ) 日本領事ハ之ヲ反駁シタレ
トモ(「マレー」氏ハ海外興業会社重役青柳郁太郎ト日本領
事トヲ取違エタリ) 同紙ノ報ズル所何レモ事実ナリ、事情
如此ヲ以テ政府ガ契約ヲ延期セント欲セバ予メ一千九百十
一年ノ法律第一二九九号F第六条ニ基キ日本殖民会社ガ有
益ノモノナリヤ否ヤヲ議会ニ説明スルノ必要アリ、而シテ
余ハ其説明ノ如何ニヨリ賛成スベシ、同法律ハ会社ノ有益
ナルコトノ承認セラレタル場合ニ「シンヂケート」ニ対シ
特典ヲ許与スベキコトヲ定メタリ、今卓上ノ書類ヲ搜セド
モ一トシテ農務省ノ報告ラシキモノヲ發見セズ、唯特ニ延
期其ノモノニ閣セル報告書ノミナリ依ツテ議会ハ政府ノ説
明ヲ俟ツ為メニ本員ニ対シ四十八時間論議ノ猶予ヲ与ヘラ
レンコトヲ請フモノナリト論述セリ

(別紙乙号)

一一〇 「ブラジル」移民関係雑纂 一一〇

政府財政委員「アゼヴェド、ジュニオール」氏ノ演説訳文

当該法律案中一千九百十八年二月一日政府及海外興業株式会社間ニ調印セラレタル契約ヲ更ニ五ヶ年延期云々トセシ

ハ全ク誤解ヨリ來レルモノニシテ實際ハ一千九百十一年十

二月二十九日法律第一二九九号Fニ基キ成立セル政府及東京「シンジケート」間ノ契約ノ条文ヲ修正スルノ謂ヒニシ

テ会社ハ「エクタール」ノ土地ニ付十「ミルレース」乃至三十「ミルレース」ノ値段ヲ以テ殖民ニ壳渡スコトノ規定アレドモ近来各地ノ地価騰貴シ附近ノ「パリケラアス」殖民地亦同然ニシテ会社ノ損失大ナルベキヲ以テ今回

会社が請願セル値上ハ正当ト認ムベキモノナレバ契約ノ修正ヲナサントスルニアリ、要スルニ政府ハ契約ノ条項中或

ルモノハ政府自ラモ履行シ居ラザルコトヲ認メ且ツ約束セル土地全部ヲ一時ニ引渡スコト不可能ナルコトヲ自覺スル以上契約ニ修正ヲ加フルコトハ何等差支無シト思考ス、又

会社ガ昔時利用サレズ全ク無益ナリシ土地ヲ膏肓ニシテ且生産力ニ富メル繁榮ナル地方ニ転化スルハ確カニ会社ノ存

在ガ有益ナルヲ証スルニ足ルベキモ其他ノ点ニ付キ有益ナリヤ否ヤハ其道ノ専門家ニ譲リ茲ニハ深ク論ゼズトテ「マ

正ヲナサントスルニアリ、要スルニ政府ハ契約ノ条項中或

ルモノハ政府自ラモ履行シ居ラザルコトヲ認メ且ツ約束セル土地全部ヲ一時ニ引渡スコト不可能ナルコトヲ自覺スル以上契約ニ修正ヲ加フルコトハ何等差支無シト思考ス、又

会社ガ昔時利用サレズ全ク無益ナリシ土地ヲ膏肓ニシテ且生産力ニ富メル繁榮ナル地方ニ転化スルハ確カニ会社ノ存

在ガ有益ナルヲ証スルニ足ルベキモ其他ノ点ニ付キ有益ナリヤ否ヤハ其道ノ専門家ニ譲リ茲ニハ深ク論ゼズトテ「マ

正ヲナサントスルニアリ、要スルニ政府ハ契約ノ条項中或

ルモノハ政府自ラモ履行シ居ラザルコトヲ認メ且ツ約束セル土地全部ヲ一時ニ引渡スコト不可能ナルコトヲ自覺スル以上契約ニ修正ヲ加フルコトハ何等差支無シト思考ス、又

（別紙丙号）

「リベイラ」河及「パリケラアス」並ニ「カナネア」両殖民地間ニ位スル地帯ニ於ケル日本殖民ヲ制定スル法律案訳文

（別紙丙号）

「リベイラ」河及「パリケラアス」並ニ「カナネア」両殖民地間ニ位スル地帯ニ於ケル日本殖民ヲ制定スル法律案訳文

（別紙丙号）

第一条 一千九百十七年十一月八日法律第一五六三号ニ拠リ修正セラレタル一千九百十一年十二月二十九日法律第一

二九九号Fニ基キ一千九百十八年二月一日元東京「シンジケート」ノ代表者タル伯刺西爾拓殖会社繼承者海外興業株式会社ト共ニ署名セル契約ニ左ノ修正ヲ加フルノ權能ヲ政

府ニ附与ス

(一)一千九百十一年十二月二十九日法律第一二九九号F第

一条第一項（第三条ノ誤）ニ於テ制定セラレタル土地

一「エクタール」ノ代金十ミルレース乃至三十ミルレ

ースヲ二十ミルレース乃至六十ミルレースニ変更ス

(二)当該法律第二条F項ニ依リ定メラレタル租税免除ニ関スル期限ヲ實際ノ土地引渡日ヨリ起算シ更ニ五年間延

期ス

第二条 本法ノ規定ニ抵触スル法律ハ廢止ス

（一月十四日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ内田外務大臣宛（電報））

サンパウロ州珈琲耕地行日本移民ニ対スル補

助契約不更新ノ件

第一号

（一月十七日接受）

本年度本邦移民補助契約更新書類特ニ調印セントスル際州農務次官ハ「アンツウネス」会社ニ対シ州統領ガ同契約継続ヲ肯セザル趣内示セル由ニテ去ル十二日会社重役ヨリ相談アリタレバ小官ハ顧問「アランテス」氏ニ本邦移民ノ珈琲耕地並米綿作ニ貢献シツツアル価値ヲ述べ本邦汽船会社ニ定期航路ヲ開キ移民ノ便ヲ計リ且ツ日伯直接貿易ヲ進メンガ為損失ヲ忍ビ航海シツツアル今日突然廃止サレテハ各方面ニ大打撃ヲ与フルモノナリ若シ直ニ廃止ノ決議ヲ翻シ能ハズバセメテ昨年契約三千人中七百人渡来セシ残余計（二）千三百人丈ニテモ一時ノ処置トシテ補助渡航セシメ契約継続ト否ヤハ徐ニ考慮スルコト穩當ト考フル趣ヲ以テ相談セシ所同氏ハ州統領ニ面会繼續方ヲ頼ムベシ何カ行違ヒアラン多分困難ナク解決スベシトノ談ナリシガ同氏去ルト

一一「ブラジル」移民関係雑纂 二二一

（別紙丙号）

レ、ジュニオール」氏ノ論録ヲ巧ニ避ケタリ

一一一 一月十九日 在サンパウロ 藤田總領事ヨリ

内田外務大臣宛(電報)

サンパウロ州珈琲耕地行日本移民ニ対スル補助中止ニ関連シ州統領談話報告ノ件

(一月二十四日接受)

第三号 往電第一号補助移民ニ閲シ

小官ハ十八日州統領ト會見懇談ニ及ビタル処答ヘテ曰ク日本移民ハ独立ヲ急ギ一二年ニシテ珈琲耕地ヲ出デ伊太利人ハ之ニ反シ數年耕地ニ止リ且労働優秀容易ク言語風俗ニ慣レ百万近タノ伊国人當州ニ在ルニ付自國同様落付テ生活シ且ツ多數輸入ノ望アリ故ニ同ジク十七磅ヲ補助シ永ク耕地ニ止マル点丈ヶヲ云フモ伊国人ノ方大ニ經濟ナリ伊国人ノ耕地ニ適當ナルハ何人モ否定シ能ハザル事實ナルト同時ニ日本人ハ自己ノ計算ニテ耕作スルコトハ他國人ノ企テ及バザル處ナリ故ニ伊国人ヲ珈琲耕地ニ入レ日本人ハ植民地ニ入ル方針ヲ執ルニ決シ現ニ「イグアペ」契約ノ一部ヲ更新シ且同地ノ運輸ヲ便ナラシムル為六分ノ利子ヲ補給シ鉄道敷設ヲ許可シタルハ承知セラルル處ナリ

又「イグアペ」地方ニテ不日一万余町ノ土地ヲ新ニ交付ス

二二三 一月二十六日 在サンパウロ 藤田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

サンパウロ州珈琲耕地行日本移民ニ対スル補助契約不更新ノ件

機密第二号 (三月二十二日接受)

大正十一年一月二十六日

在サンパウロ

總領事 藤田 敏郎 (印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

聖州政府誘入日本補助移民契約(又ハ命令)ハ毎年更新ヲ要スルモノニシテ一昨年ハ五千人ナリシカ來着移民小数ノ故ヲ以テ昨年ハ三千人ニ減セラレ本年ハ依然三千人トシテ更新スル内相談農商務次官ト「アンツーネス、ドス、サントス」商會トノ間出來致「アンツーネス」商會主去ル一日必要ノ書類ヲ作製シ農商務省ニ出頭セシニ次官曰ク州統領ハ日本及独逸補助移民契約ノ繼續ヲ肯セサルニ付乍遺憾調印シ難シトテ其理由ヲ示サス因テ海外興業会社青柳取締役ハ其ノ顧問弁護士州上院議員「フォンテス」氏ニ依頼シ農商務長官ヲ訪ヒ其理由ヲ聽カシメシニ珈琲耕地ニハ伊太利人(ト少数ノ西班牙人)ヲ入ルコトニ決定シ日本移民ニ

ベク貴官ノ希望サルル昨年ノ残リ二千三百ノ農業者ハ日本官民ノ「プロパガシダ」ニ依リ渡航熱起リ既ニ出発ノ準備成リ居ルトスレバ早速「イグアペ」ニ送ラレ度タ同植民地ニ入ル者ニハ十七磅ト限ラス旅費全額ヲ支給スペシ同地ニ自費渡航者モ歓迎ス昨年迄補助シタル日本移民ハ既ニ許可シタル者ニシテ三千人迄ハ同年中来着シタル者ニ対シ補助金ヲ与フルニ過ギズ決シテ三千人ト定メ契約シタルニ非ヌズ故ニ残額ヲ本年度ニ渡航セシムル理由ナシ又補助移民が殖民ニ代リタルトテ汽船会社及海賈等ニ打撃ヲ与ヘズ之ヲ要スルニ珈琲耕地ニハ最モ適當ナル伊国人ヲ差当リ二万人契約シ不適當ト認ムル日本人及独逸人ニハ補助ヲ繼續セズ其ノ代リ日本人及独逸人ニハ其ノ長所タル植民地ニ入ルコトヲ獎励スル次第ニテ決シテ他意無ク今更ニ本問題ヲ詮議スル余地無シ云々

就テハ伊国人ガ統領ノ思フ如ク渡米スルヤ否ヤヲ見テ徐ニ画策スル外致方無カラント存ズ

在伯公使ヘ郵送セリ

ハ翌十三日統領ト会見小官ノ希望ト氏ノ意見ヲ加味シ懇願的ニ申述ヘタルニ統領ハ往電第一号中段ノ如ク「從来日本移民ハ歐州移民ノ補足トシテ補助ヲ許可セシモノニシテ今回伊伯移民条約成立シ多数伊国移民渡來ノ見込立チ殊ニ右移民ノ運賃モ低廉、航海日数モ極メテ短カク且容易ニ多数ヲ募リ得ル便アルニ付業々遠隔ノ日本ヨリ補助移民ヲ誘入スルニ及ハサレハ廃止スルコトニ決定セリ此処置ハ決シテ日本人ニ対シ^{ホスピタリティ}惡意アルニアラス日本移民ノ當州農業上ニナル貢献ヲナシツツアルハ万人ノ認ムル所ニシテ其渡來ハ大ニ歓迎スル所ナリ只經濟上ノ補助ヲ止ムルノミ云々」申述候趣「アランテス」氏之ニ付言シテ曰ク統領ノ所言理由アリ今更之ヲ翻スコト至難殊ニ現統領ハ確信ヲ以テ一旦言出セル以上ハ決シテ後ニ退カサル性質ノ仁ナレハ此際契約ノ繼續ハ殆ント不可能ナラン宜シク半年又ハ一年経過センカ伊太利ハ予期數（二三万）渡來セサルヘシ其時ハ我ヲ折リ日本移民誘入ヲ申出ソヘシ其時マテ徐ニ待ツニ若カスト小官他ノ方面ヨリ聞ク所ニ依レハ契約中止ノ真理由ハ往電第一号末段ニ述ヘシ如ク本邦移民ハ落付キテ珈琲耕地ニ留マラス一年ノ契約満了後出耕独立スルニ付好マシカラズ

メ又我官憲モ本州ノ真相ヲ知ラシムルコトニ勉メ嘗テ當州ニ領事タリシ野田書記官ハ昨年秋以来日本全国ヲ巡回シツツアリ又「アヴァス」電報ニ見ユル如ク近日我政府ハ當國へ来ル移民ニ対シ可及丈ノ便宜ヲ与フル方針ナリトノ趣ナリ今ヤ我国人ノ當州ニ渡航ヲ希望スル者輩出スル氣運トナレリ之ト同時ニ我大阪商船會社ハ日伯直接貿易進捲ノ為毎月一回定期航路ヲ開キ両国ノ貿易並ニ當國ヨリ阿、米両大陸ヘ珈琲輸出ノ為貢獻シツツアルハ世人ノ熟知スル所ナリ同社ハ将来移民及両国交通貿易發展ニ依リ収支相償ハントノ希望ヲ以テ目下ノ損失ヲ忍ヒツツアルモ事実ナリ然ルニ今回補助移民更新ニ際シ突然廃止セラレ候テハ將ニ準備成リ渡航セントスル移民及之カ取扱者タル海興並汽船會社ノ失望云ハシ方ナシ其辯御推察ヲ請フ

日本ハ距離遠ク且船貨地中海沿岸移民ヨリ多額ナリトノ事モ廃止ノ一理由ヲナスト聞ク、然ルニ事実ハ日本移民ハ船貨ノ一部トシテ伊西移民ノ受クルト同額ノ補助ヲ享クルニ過キス決シテソレ以上ヲ望ムモノニアラサルナリ補助額ハ差違ナシトスレハ距離ノ遠近ハ問題ナラス只移

且毎年六七百人以上來ラス三千人五千人ノ如ク一定ノ數ハ予定スル能ハス反之伊太利人ハ數年耕地ニ留マリ労働モ日本ニ優リ殊ニ今回ハ三年ノ契約ニテ渡航スルモノナレハ珈琲耕主ノ利便無此上ニ付専ラ伊太利人ヲ誘入セントノ主意ナラントノ事ニ有之候因テ青柳取締役ニ其ノ顛末ヲ語りオンテス」「アランテス」兩氏ノ談話ダケニテハ物足ラス相覚ヘ且統領ニ誤解アル様被存候間一應会見懇談致度ト存去ル十六日秘書官ヲ經テ統領ニ会見ヲ申込候處十八日午後二時半引見可致トノ返答ニ接シ候同十八日政府ニ於テ州統領ニ面会左ノ趣旨陳述再詮議ヲ懇願致候

「聞ク所ニ依レハ聖州政府ハ伯伊移民条約成立ノ為最早日本補助移民誘入ヲ不必要トナシ本年度契約繼續ハ廃止

ノ御内定ナリト云フ

御承知ノ通り日本補助移民ハ小数ナカラ年々渡來シ昨年ハ本国經濟情態變調ノ為三千人ノ契約中僅ニ七百余人人ニ來着セシカ近頃海興會社ハ「プロパガンダ」ニ努メ十數万「ミルレース」ヲ費シ當州ニ於ケル農業情況ヲ「シネマ」ノ「フィルム」ニ製シ日本ニ送リ全國ニ巡覽セシ

民各自カ不便ヲ忍ヒ來ルマテナリ

尚聞ク所ニ依レハ日本移民ハ珈琲耕地ニ落着カサルトノ風説モ此度ノ契約廃止ノ一理由ナリト云フ尤モ數年耕地ニ留マリ然ル後土地ヲ購入シ独立スル者モアレ共中ニハ十年一日ノ如ク耕地ニ勤続スル者モアリ現今當州ニ在留スル日本人三万二千余人中珈琲耕地ニ在ルモノ二千三百余家族人員八千余人又「イグアペ」其他殖民地及借地ニ於テ獨立農業ヲナス者四千八百余家族此人員二万余人此数字ヨリ見レハ珈琲耕地ニ在ル者ハ内地在留日本人總數ノ四割弱ニ當ル故ニ日本人力珈琲耕地ニ居付カス他ニ退転スト云フハ實際ニ適當セサル評判ナリトス右ノ次第ニ付昨年ノ契約ハ引続ノ意味ニ於テ責メテ昨年ノ残リ二千三百名タケニテモ許可セラレ候ハ各方面共ニ大ニ幸福ナルヘク又他聞モ至極良カルヘシト考フ我移民カ當州農業上多少ノ貢獻ヲ為シツツアルハ閣下ノ既ニ了知サルル所ナレハ細クモ長ク其關係ヲ統ケラル様御詮議アランコトヲ切望シテ止マサルナリ

「イグアペ」殖民並今回ノ「ジュキア」鐵道布設ニ關シ我國人ニ特許ヲ与ヘラレシハ貴政府ノ好意表彰トシテ大ニ

一一 「ブラジル」移民関係雑纂 二二五

部分ヲ殖民ニ廻ハストシテモ大部分ハ旅費其他経費ノ都合上其ノ見込ナク解約スルコトナラバ応募者ノ迷惑ハ勿論会社モ大損害ヲ蒙ルベキニヨリ此分丈ヶニテモ從来通り補助移民トシテ取扱方州統領ニ交渉セラレタシ

二三五 一月三十一日

内田外務大臣ヨリ

在サンパウロ藤田総領事宛

移民保護上新着移民ノ配耕ハ事前ニ總領事館

ノ認可ヲ受クベキ様改善方ニ関シ回訓ノ件

附屬書一 浅田東洋移民合資会社社長提出請書写

二

竹村殖民商館主提出請書写

通移機密第一号

移民保護ニ關スル件

新著移民ヲ配置スヘキ珈琲耕地ヲ予メ選定シ貴官ノ認可ヲ

(註)キ件ニ關シ客年八月二十三日附機密第四号信ヲ以テ縷

縷御上申ノ趣委細了承新著移民ヲ各種ノ条件比較的優良ナル耕地ニ配置セシムルコトハ移民保護上重要視スヘキ一点

ニ有之候ニ付本省ニ於テハ先年貴官臨時代理公使トンテ伯

國御在任中移民取扱人竹村與右衛門及東洋移民合資会社ニ

対シ善良ナル移民ヲ選択募集スヘキ件ト併セテ之ヲ通達シ

三〇〇

別紙甲乙号写ノ通請書ヲ徵シテ之ヲ明治四十五年一月十二

日附機密送第一号ニテ當時在伯代理公使タリン貴官ニ通牒シタル事実モ有之其ノ後貴館ノ創立ヲ見又両移民取扱人ノ

業務モ数回ノ交遷ヲ經テ海外興業株式会社之ヲ承継シタリトハイヘ新著移民ノ配置ニ關シ在伯帝國官憲ノ認証ヲ受ク

ヘキコトハ其後何等変更ナキ義ナルヲ以テ實際必要アリト認メラル場合ニハ認証ニ当リ或程度ノ配置表ノ訂正ヲ命

セラルコトハ何等差支無之候ヘ共實際上ニ於テハ耕地ノ

状況ハ会社代理人ニ於テ最モ善ク知悉シ居ルヘキ筈ナルノミナラス營業上乃至政略上ノ關係モ亦幾分考慮ノ要アルヘ

キニ付訂正ヲ命セラルニ當リテハ代理人ノ意図モ充分尊重セラレ余リ專断ニ亘ラサル範囲ニ於テ可然御措置相成度

此段及回答候也

追テ本信ハ海外興業株式会社々長ニ内示シ今後移民配置表ハ在「サンパウロ」帝國總領事ノ認証ヲ受クヘキ旨在

「サンパウロ」代理人ニ命令方取計置候也

註 日本外交文書大正十年第一冊上巻四〇三文書(四七六頁)

(附屬書一)

(別紙甲号)

浅田東洋移民社長提出請書写

請書 (明治四十四年十二月十九日附通商局長ヨリ)

竹村殖民商館主提出請書写

請書 (明治四十四年十二月六日附通商局長ヨリ)

左ノ件々警視庁ヨリ御伝達有之候ニ就テハ確カト履行可仕此段御請仕候
一、伯刺西爾移民取扱ニ付テハ善良ナル移民ヲ選択募集スベキ事
一、該移民ノ目的地到着ニ先タチ在伯國ノ代理人ヲ督励シ善良ノ耕地ヲ選択シ予メ耕主ニ移民ノ雇入ヲ約諾セシメ且州政府ト此点ニ付交渉ヲ遂げ之ニ對スル在伯國帝國官憲ノ認証ヲ得置クベキ事

一、斯クノ如クシテ該移民ガ目的地到着ノ際ニハ各自ニ其処ヲ得セシメ安心就働地ニ定着スル様ニ充分手配スル事

以上

高知県高知市菜園場町百九十八番屋敷

竹村殖民商館主

移民取扱人 竹村 與右衛門

高知県知事 杉山 四五郎殿

外務大臣子爵 内田 康哉殿

東洋移民合資会社

社長 浅田 正文

二二六 二月七日 内田外務大臣ヨリ
在サンパウロ藤田総領事宛(電報)

(別紙乙号)

一一 「ブラジル」移民関係雑纂 二二六

三〇一

第六号

貴電第二号ニ関シ海外興業ニ於テハ今後殖民ノ外無補助ノ家族移民、夫婦移民及単独農業移民ヲ募集渡航セシムル計画ニ付左ノ三点ニ付何分ノ儀至急回電アリタシ

(一)無補助家族移民ハ其ノ数ニ制限ナク耕地ニ入ルコトヲ得ルヤ

(二)夫婦移民ハ從来ノ百家族ノ制限ヲ撤廃シ數ヲ限ラズシテ募集渡航セシメ差支ナキヤ

(三)又単独農業移民ハ毎船少クモ五十名位輸送シ度キ希望ノ処之ニ対シ適當ノ就職口ヲ發見シ得ルヤ

二二七 二月九日

在サンパウロ藤田總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

無補助移民ノ伯國側受入状況ニ關シ回答ノ件

第四号 (二月十三日接受)

貴電第六号ニ關シ(一)サンパウロ政府モ耕地主モ目下ノ所多數伊太利移民渡來ヲ期待スルニ付無補助三人家庭移民ヲ無制限ニ耕地ニ入ルルコトハ困難ナラン現ニ今回來着ノ「シカゴ」丸移民ノ耕地分配モ右ノ理由ニテ希望渺ナク種々尽力ノ末漸ク分配ヲ了シタル始末ナリ一月中伊国移民二千余

人來着セシガ月々斯ク多數來ルベシトハ思ヘレザルモ若シ此ノ状況ガ繼續スルモノトセバ日本移民ノ需要ハ大イニ制限セラルベシ今二三ヶ月経過シ様子ヲ見ザレバ明言シ難シ当分ノ中ハ耕地ノ注文ヲ取り然ル後輸送スルヲ安全ナリト思考ス

(二)夫婦移民ハ今日迄到着セシ者四十家族中耕地ニ分配セン者僅カニ二家族ナリ故ニ成績ヲ断定シ難ク七、八十家族到着シ好成績ヲ立証セル上ハ多少是ヲ拡張スル見込無キニ非ズ(不明)離婚其ノ他ニ依リ容易ニ分離シ且ツ多クノ耕主ハ種々ノ理由ニ依リ夫婦移民ヲ好マズ正当三人以上ノ家族ヲ選ベリ

(三)単独農業移民ハ日雇稼ニシテ仕事(不明)アリ殊ニ身軽ノタメ勝手ニ移転スルト同時ニ兎角都會ニ集合シ他国人ト家庭奉公其他(不明)ヲナス傾向アリ好マシカラズ從来ノ通リ許可セラレザル様熱望ス

貴電第五号ノ六百人移民補助ノ件ハ裏面ヨリ統領及農務長官ニ對シ種々運動ヲ試ミタル所長官ハ「アンツウネス」会社ノ手數料一磅ヲ減ジ一人十六磅ヲ補助セント主張シ海興会社ヨリ本九日請願書ヲ提出セリ多分許可トナルベシ蓋シ

一磅ノ儉約ヨリ斯クナスモノナルラン愈々許可ノ上ハ再電スペシ

本月八日到着ノ移民三百余名ヲ見ルニ和歌山移民ヲ除ク外約三分ノ二ハ農業ニ経験無キ者ノ如シ
斯ル移民ハ假令意志鞏固ナルニモセヨ労働コレニ伴ハズ各方面ニ不利益ナル結果ヲ來スベシ将来ノタメ此際大ニ地方官憲殊ニ海興本社ノ注意ヲ喚起セラレタシ

二二八 二月十五日 内田外務大臣ヨリ
在サンパウロ藤田總領事宛(電報)

無補助移民渡航許可ニ付問合ノ件

第七号

二二九 二月十五日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

補助及無補助移民ノ取扱ニ關シ回報ノ件

第五号

貴電第七号ニ關シ
大人七百五十名ハ海興支店ヲンテ今ヨリ手配セシメバ配耕シ得ベシト思ハル又家族移民二千余名ハ不日山田外二三名耕地ヲ巡回施行中ニ付予メ注文ヲ取り然ル後可能ナルヤ否ヤヲ電報スペシ

二三〇 二月二十一日 内田外務大臣ヨリ
在サンパウロ藤田總領事宛(電報)

心募契約済移民ニ対スル補助継続交渉結果回

第六号

本年三月出帆ノ神奈川丸ニテ往電第四号ノ募集済補助移民約六百名ノ外ニ其後申込ミ來レル家族移民約百五十名ヲ無補助移民トシテ渡航セシメ度キ旨ヲ以テ海外興業ヨリ右募集ノ許可方ヲ願出タリ許可差支ナキヤ山田ヨリ本社ヘノ報告ニ依レハ無補助家族移民三千名位ハ差支ナキ由ナルモ貴見何分ノ儀募集ノ都合アルニ付十七日迄ニ回電アレ

一一 「「ラジル」移民関係雑纂 二二八 二二九 二三〇

一一 「ブラジル」移民関係雑纂 二三一 二三三 二三五

三〇四

二三一 二月二十五日 在サンパウロ藤田総領事ヨリ
内田外務大臣宛（電報）

無補助移民受入ハ近日中ニ裁可ヲ得ル見込ノ

由回報ノ件

（二月二十七日接受）

貴電第九号ニ閲シ目下連邦州統領及長官ノ旅行不在及伊太利移民契約条項ニ閲スル州統領ト耕主総代トノ紛議等ノ為メ未ダ確定的許可ヲ得ザルモ会社ノ謂フ處ニ依レバ各方面異議ナキ模様ニシテ三、四日中ニハ長官及統領ノ裁可ヲ得ル見込ミナリト

二三一 三月四日 在サンパウロ藤田総領事ヨリ
内田外務大臣宛（電報）

応募契約済移民六百人ノ渡航許可状下附並移

民ノ嚴選方要望ノ件

（三月五日接受）

第八号 往電第七号（註）ニ閲シ
六百人渡航ニ対シ十六磅（脱）三月四日愈々許可状下附セ

ラレタリ次官ノ言フ所ニ依レバ人数大人小兒トモ合計六百人ナリト就テハ徒ラニ當業上ノ見地ヨリ人数ヲ揃フル為メ

二三三 三月六日 在サンパウロ藤田総領事ヨリ
内田外務大臣宛

サンパウロ州日本補助移民契約不更新並既募集六百人ノ移民ニ限ル補助許可ノ経緯報告ノ

件

機密第四号

大正十一年三月六日

在サンパウロ

総領事 藤田 敏郎（印）

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

本件ニ閲シ「サンパウロ」州統領トノ会見顛末ハ本年一月

（五月二日接受）

二十六日付機密拙信第二号ヲ以テ申進候處州統領ハ小官ノ別ニ臨ミ再考ヲ請ヒ為念手交致置候覚書ニ対シ農商工務長官ヲシテ同三十一日付ヲ以テ回答相成候間別紙翻訳差進候ニ付御閲覽相成度候回答ノ要旨ハ過日口頭ノ返事ヲ婉曲ニ書記シ日本移民ノ補助廃止ノ動機ヲ説明シタル迄ニテ一向ニ再考シタルモノニハ無之候

右統領ノ回答ニ接スルト殆ント同時ニ貴電第四号接到募集済六百ノ移民ハ経済上殖民ニ変更難致ニ付此分大ニテモ從來ノ通補助移民トシテ取扱ハル様統領ニ会見交渉スヘキ旨御申越ノ趣了承既ニ二回モ州統領ヨリ確答ヲ得且念ノ為

書面マテ差越居候場合正面ヨリ更ニ直接交渉ヲナスハ余リニ諄々敷却テ反感ヲ招クノ虞有之候間方法ヲ改メ一面「ファンテス」上院議員ハ統領及長官ト別懇ノ間柄ナレハ同氏ヲシテ哀願的ニ説カシメ他面當業上且同省次官ト姻戚ノ関係アルヲ利用シ「アンツィーネス」会社ヲシテ裏面ヨリ次官ニ運動セシメ候処恰モ次官ハ暑中休暇ニテ他行シタルニ付次官代理ニ交渉シタルニ要領ヲ得ス偶然双方ヨリ同時ニ長官ニ懇談スルコトトナリシニ長官ハ「ファンテス」氏ヨリ「アンツィーネス」会社カ日本移民一人ヨリ一磅ノ手数料ヲ

第六号 報第七号

純農業ニ非ザル者ヲ狩集メ輸送スルハ現在及将来ノタメ極メテ不良ナリ實質ヲ充分調査シ責任ヲ帶ビテ募集スペキ旨御示達セラレ同時ニ嚴重御監督相成様致シタシ

註 二月二十五日在サンパウロ藤田総領事宛内田外務大臣宛電

（二月二十七日接受）

第七号

（二月二十七日接受）

第六号発電後「ファンテス」ノ通報ニ依レバ六百人ニ対スル補助金許可ハ決定シ三月一日命令書ニ対シ請書ヲ出ダス事ニ運ビタリ

二三三 三月六日 在サンパウロ藤田総領事ヨリ
内田外務大臣宛

サンパウロ州日本補助移民契約不更新並既募集六百人ノ移民ニ限ル補助許可ノ経緯報告ノ

件

機密第四号

大正十一年三月六日

在サンパウロ

総領事 藤田 敏郎（印）

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

本件ニ閲シ「サンパウロ」州統領トノ会見顛末ハ本年一月

（五月二日接受）

「アンツィーネス」会社ハ何カ統領及長官ノ感触ヲ害シ居ル事アルヤニテ（伊国移民事件ニ閲連スルカ如シソハ「アンツィーネス」会社ハ耕主協会ノ代理人トナリ居レリ）偶然ニモ是カ既募集移民ノ補助ヲ許可サルル動機トナリシハ僥倖トモ不可思議トモ可申当国人ノ心理情態ハ憶測シ難キモノアリト存候本件ハ統領及長官ノ旅行不在連邦大統領選挙「カ

一一 「ブラジル」移民関係雑纂 二三三

三〇五

ルナヴァアル」祭公務多忙殊ニ別信ニテ具報致候伊太利移民
契約ニ関スル耕主組合トノ紛議ニ関スル要務ニ妨ケラレ会
見思フ儘ニ不相運小官ハ度々電報ニテ御催促ニ接シ且本邦
ノ事情ハ充分ニ察知シ大ニ焦慮致候モ何分当国人ハ官吏並
ニ手先ニ使用スル「フォンテス」博士「アンツィーネス」会
社員ニ至ルマテ手心ヲ用イ感情ヲ害セサル程度ニ催促スル
必要アリ若シ感情ヲ害スルトキハ可能事モ不可能事ト变シ
候実例不少且其他種々ノ曲折アリテ思ハサル遲延ヲ來シ候
此段電信ノ趣旨並ニ前後ノ事情闡明旁申進候 敬具

本信写送付先 堀口在伯公使

(別紙)

一月三十一日附伯國農商務長官ヨリ藤田總領事宛書翰訳文
拝啓

「アンツィーネス、ドス、サントス」会社カ昨年三千人ノ日
本移民誘入ノ許可ヲ得然カモ僅カニ七百人ヲ誘入セシニ止
マリシヲ以テ右三千人ノ補填方許可ニ関シ本月十八日附貴
覺書ノ次第ニ対シ左ニ回答申進候

本件ニ關シ貴官ニ冒頭陳述スルヲ要スルノ儀ハ即當州政府
カ現下農業労働需要狀況ニ鑑ミ特ニ移民自身ノ經濟如何ヲ

統スルヲ可得候

珈琲園労働ニ關シテハ耕地主等ガ伊、西、葡移民ノ言語ヲ

容易ニ了解シ得ルト各耕地ニ同国人多ク一層速カニ農業労

働ニ適応シ得ルコトヲ主ナル理由トシ日、独、澳各国移民

ヨリ寧ロ前者ヲ折フモノナルコトヲ貴官ニ弁明致度候

加之貴官御話ノ移民數ヨリ之ヲ論スルモ日本人ハ資本ヲ携

帶シ来リ在耕僅カ一年内外ニシテ独立農ニ移ルハ既往ノ事

實ノ示ス所ニシテ日本人力耕地ニ定着セサル為メ州政府ハ

新移民募集並誘入ニ巨額ノ費用ヲ投シ其補充ヲ計ラサルヘ

カラサル次第ニ有之候

貴官モ御承知ノ如ク政府ハアンツィーネス、ドス、サントス

会社ニ對シ日本移民一名ノ渡航費拾七磅ヲ仕払居候

毎年耕地ニ對シ日本移民ヲ補給セントセハ政府ハ結局二年

目ニハ(普通此期間内ニ日本移民ハ獨立農ニ転ス)日本移

民一人ニ付三拾四磅ヲ支払フコトト相成ルヘク然カモ伊、

西、葡各國移民ハ長ク耕地ニ止マルカ故ニ僅カ拾七磅ノ支

出ニテ事足ル次第ニ候

以上ハ其動機ニシテ之ヲ貴官ニ通知スルノ光榮ヲ有シ候而
シテ是即本年アンツィーネス、ドス、サントス会社ニ与ヘラ

考慮シタル結果補助移民ニ對スル許可ヲ半減スルニ決定致
シタル事ニ有之候

右ノ次第ニヨリ昨年二万人ヲ誘入スルヲ得タリ「アンツ
一ネス、ドス、サントス」会社ハ本年ハ独、澳、日各國移
民ヲ除キ葡、西、伊移民毫万人ヲ限リ誘入スルノ許可ヲ得
タル次第ニシテ右会社ハ前者各国移民ニ關シ規定ニ拠ル家
族構成ノ困難ト日本ニ於ケル労働賃銀ノ好況ノ為メ許可數
全部ヲ誘入スル能ハサリシ趣ヲ及報告候、故ニ貴官ノ聞知
セラレタルカ如ク伊太利移民誘入協定即伯伊両国間ニ未タ
決定的解決ヲ見サル此協定カ本年度ニ於テ独澳移民ト共ニ
日本移民ノ廃止ヲ決定スルニ至リタル次第ニハ無之候

最近即客年十二月二十九日法令第一八五三号ヲ以テ改定セ
ラレタル一九一八年二月一日成立ノ海外興業株式会社トノ
契約ハ依然有効ニシテ日本移民ノ當州誘入力突如廃止ニ逢
ヒタルモノニ非ラス又将来トモ廃止セラルモノニモ無之
従テ同会社ノ宣伝並ニ曾ツテ「サンパウロ」駐在野田領事
ノ効力アル指導ニヨリテ已ニ応募シタル移民ハ輸送、宿泊、
食事及汽車賃無料ニ關シテハ右契約同様ノ便宜ヲ享ケ
「レヂストロ」桂及「セチ、バーラス」各殖民地ニ入植ヲ繼

レタル許可中ニ當州珈琲園行日本移民誘入ヲ包含セサリシ
説明ニ有之候

貴官ニ對シ深厚ナル敬意ヲ表シ候 敬具

大正十一年一月三十一日

エートル、ペントニアード

総領事 藤田 敏郎殿

二三四 三月二十日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

排日論説及之ヲ反駁セシメタル記事訳報ノ件

附屬書一 ユナイテッド、プレス通信訳文

二 エスターード紙ノ論難訳文

通公第四〇号 大正十一年三月二十日

在サンパウロ (五月二日接受)

総領事 藤田 敏郎 (印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

支那筋ヨリ出テタリト称スル日本移民ノ南米發展ニ關ス

ル「ユナイテッド、プレス」通信ヲ根拠トシ当地「エスター
ード」新聞及「リオ」市黄色新聞「パトリア」ノ掲載セシ
排日論説並ニ海興会社ヨリ「デオルヂ、マシャード」ニ命
シ反駁セシメシ記事為御参考別紙翻訳差進候間御查閱相成
度此段申進候 敬具

本信写送付先 在伯埠口公使

(附屬書一)

南米行日本移民

大正十一年三月七日

華府発「ユナイテッド、プレス」電報訳文

伯刺西爾及其他ノ南米諸國ニ於ケル日本ノ殖民事業及貿易
上ノ活躍ニ関スル報道ニ就キ支那人側ニ於テハ之ヲ批評シ
テ日本カ現ニ計画スル所ハ今後數年間ニ其侵入範囲ヲ拡張
スルニアリト力説ス

日本ノ首相ハ演説シテ政府ハ南米行移民ヲ大ニ援助セント
シ現ニ近ク伯国ニ到着スヘキ三千ノ移民ニ対シ種々便宜ヲ
与ヘタリ云々ノ旨ヲ言明セシコトハ今尚ホ各新聞ノ記憶ス
ル所ナラスヤ、加之近頃同国外務省ノ後援ニ依リ南米行移
民事業促進ノ目的ヲ以テ一會社成立セリ又彼政府ハ吾南大

ニ充分満足シ将来其ノ數ノ増加ヲ希望スヘシト信シ得ヘキ
カ、ソハ吾等ノ疑フ所ナリ

聖州統領カ海岸地方ノ日本殖民地（イグアペ）ヲ視察シテ
未タ幾何モ不適同氏ハ右殖民地カ如何ナルモノニシテ何程
ノ価値アルモノナルカラ知リタリ、日本人ノ活動、訓練、
沈着、才能ト云フ点ヨリ見テハ同殖民地ハ日本人ニ取リテ
名譽タルヘシ、又日本人ノ此ノ特性ニ関シテハ何人モ異議
ナカラシ、然レトモ伯刺西爾ニ利益ト云フ見地ヨリ之ヲ考
フレハ同殖民地ハ日本殖民ノ不適當ナリト云フ或種ノ強烈
ナル実証トナルヘシ

アントニオ、ブーラード氏ノ起草ニ係ル伊太利移民契約ニ関
シテ先日強硬ナル態度ニ出テタル所ヨリ察スルモ伯国ノ利
益ヲ見ルコト自己ノ利益ヲ見ルカ如キ、ワシントン、ルイ
ス氏ハ其ノ証拠物ノ価値ヲ見逃カシ且記憶セサルカ如キコ
ト無カリシナラン

不適當ナル移民カ吾等ニ供与スル此便宜ト善良ニシテ多數
ノ歐州移民確立ラ屢々妨クル其困難トヲ比較スルハ悲シム
ベキコトナリ、然カモ本問題ハ单ニ伯国ノ利益ノミニ閑ス
ルモノニ非ラスシテ近來種々ノ理由ニヨリテ移民輸送ヲ拒

陸ニ航路ヲ有セル一日本汽船会社ニ毎年補助金ヲ下付スル
コトトセリ同時ニ同方面ニ赴ク移民ハ低廉ナル船賃ヲ以テ
渡航シ得ルコトトナレリ
既ニ發表セラレタル統計ニ拠レハ伯国秘露及其他ノ南米諸
国ニ於ケル日本人ハ既ニ約五万人ニ達セリト云フ

(附屬書二)

日本移民ニ対スル「エスター」紙ノ論難訳文

(大正十一年三月十二日所載)

最近ノ北米電報ハ日本カ其出ス少數ノ移民ヲ南米ニ集中セ
ントスル意向ナルヲ報シタリ
吾等ハ右ノ報道ヲ重大視スルモノニハ非サルナリ
第一コノ点ニ関スル日本ノ方針ハ常ニ南米諸國既存ノ方針
ニ依リテ制限セラルヘキカ故ナリ、南米諸國カ如斯集中ニ
賛同スル決心アルヤ否ヤハ甚タ疑ハシキ事ナリ、如何ント
ナレハ如斯集中ハ日本移民ヲ以テ医セント欲スル労働不足
病ヨリモヨリ重大ナル社会問題及國家問題ト衝突スルカ故
ナリ伯刺西爾ニ於テハ各州中特ニ日本移民ニ対シ然カモ少
数ヲ限りテ之ニ好意ヲ表示スルハ南方ノ諸州ニシテ内聖州
ヲ以テ其ノ最トナスヘシ、聖州カ日本移民ヨリ得タル経験

絶スルモ曾テハ我等ニ移民ヲ送リタル諸外国ノ利益ニモ影
響スルモノナルカ故ニ益々悲シマサルヲ得ス今伯国カ退引
ナラヌ必要ニ迫ラレ日本移民、支那移民又ハ募集ニ容易ナ
ル諸國ノ移民ニ門戸ヲ開放シタリト假定セヨ其レカ為メ伯
国ノ損害ヲ蒙ムルハ疑フ余地無キノミナラス歐州文明カ信
頼シ期待シタル広大寛容ナル活動ノ地ヲ奪ワレ其ノ地ニ全
力ヲ注カントスル歐州文明ヲ訴スル結果トナルヘシ、又殊
ニ或ル繁榮ナル人民ノ活動力及天稟ノ自由ニシテ平和ナル
活躍ヲ妨ケ長ク本国領土内ニ蟄居スルコト能ハサル歐州人
等ヲシテ血腥キ高価ナル戰争ニ訴ヘテモ居住ニ余リ適セサ
ル且ツ生産力ニ乏シキ土地ヲ征服スル必要アリト思惟セシ
ムルニ至ルヘシ、幸ヒニシテ伯国ハ人種ノ如何ヲ問ハスシ
テ大多数ノ移民ヲ誘入セサルヘカラサル程ノ必要アルニ非
ラス伯国ハ漸次慎重ニ正当ナル制限ヲ附シタル移民ヲ多数
招致スルノ必要アリ、事實最モ労働者ヲ要スルモノハ農業
ニシテ之ヲ更ニ的確ニ云ヘハ農業ノ一部既チ大耕地ノミカ
労働者ヲ要スルナリ、農業ニ必要ナル労働者ヲ得タル以上
彼等ニ或種ノ利便ヲ与フル契約ニヨリテ先ツ之ヲ諸耕地ニ
可然配布シ然ル後殖民地ニ配布スルコトヲ得ハ一般移民間

題ハ之ト関連シテ未解決ノ儘ナル他ノ諸問題同様懶々縛々
トシテ其ノ解決ニ当ルコトヲ可得、然ラバ諒ツテ其ノ必要
ナル數千ノ労働者ヲ以テ農業ヲ保証スルノ道ハ如何、是レ
吾人ノ已ニ経験セシカ如ク一大困難ナル問題ナリ、然レト
モ不斷ノ好意ト暫時ノ忍耐トヲ以テ待ツ時ハ恐ラク、吾等
ハ満足ナル解決ニ達スルコトヲ得ヘシ

本問題ノ解決ニ着手セントセハ真面目ナル見解ヲ有スルカ
又ハ注意ノ価値アル考案ヲ有スル人々ニヨリテ精査セラレ
ンカ為メ本問題ヲ広ク且ツ自由ナル輿論ニ問ハサルヘカラ
ス、今ヤ誤解乃至先入主的見解ノ幕ヲ取り除クヘキ秋ナ
リ、之ヲ除カスンハ本問題乃至他ノ諸問題ハ永久ニ其ノ真
正ニシテ正確ナル論拠ヲ明カナラシムルコト能ハスシテ常
ニ動搖シ遂ニ帰着スル所ヲ知ラサルヘシ

(附屬書二)

日本人殖民地ニテ州統領ノ目撃シタルモノ、訳文

(三月十四日「エスターード」紙ノ寄書欄ニ掲載)

(左ノ一文ハ海興会社ト間接關係ヲ有スル
当地弁護士ジヨル
ジ、マッシャード氏カ本月十二日エスターード紙所載ノ日本移民
ニ対スル論難ヲ反駁セシモノナリ)

オ、エスターード、デ、サンパウロ紙ハ本月十二日其ノ論説
欄ニ於テ日本カ移民ヲ南米ニ集中スルノ意向アル趣ヲ伝ヘ
タル報道ニ対シ論評ヲ加ヘタリ
如斯集中ハ労働不足ト云フコトヨリモ「一層重大ナル社会
問題及国家問題ト衝突スルモノナル」ヲ以テ南米諸国カ之
ニ賛同スル決心アルヤ否ヤヲ疑ヒテ後問ヲ發シテ曰ク「聖
州カ日本移民ヨリ得タル経験ニ充分満足シ更ニ其ノ数ノ増
加ヲ希望スヘシト信シ得ヘキカ?」ト筆者ハ自問自答シテ
「吾等ハ之ヲ疑フ」ト結論セリ

次ニ筆者ハ種々ノ考察議論ヲ掲ケテ以テ自説ノ擁護ニ努メ
タレトモ其ノ論拠ヲ明カニセサリキ、筆者ハ即チ筆ヲ進メ
テ曰ク「聖州統領カ海岸地方日本殖民地ヲ視察シテ未タ幾
何モ経過セス同氏ハ「ソレ」(其視察ノ結果)カ如何ナルモノ
ニシテ何程ノ価値アルモノナルヤヲ知レリ、「ソレ」ハ日本人ノ
人ノ活動、訓練、沈着乃至才能ノ名譽トモナルヘク日本人ノ
此等特質ニ闕シテハ蓋シ何人モ異議ナカラん、然レトモ伯
刺西爾ノ利益ト云フ見地ヨリ之ヲ考フレハ同殖民地ハ日本
殖民ノ不適当ナリト云フ或種ノ強烈ナル実証トモナルヘ
シ、アントニオ、プラーード氏ノ起草ニ係ル伊太利移民契約

ニ闕シテ先日強硬ナル態度ニ出テタル所ヨリ察スルモ伯国
ノ利益ヲ見ルコト自己ノ利益ヲ見ルカ如キ、ワシントン、
ルイス氏ハ其ノ証拠物ノ価値ヲ見逃カシ且記憶セサルカ如
キコト無カリシナラン」ト云ヘリ吾等ハ筆者カ用ヒタルソ
レト云フ言葉ノ意義ヲ明確ニ知ルコト能ハスソレト云フ代
名詞ハ活動訓練沈着乃至才能ノ結果ト考フルカ故ニ或ハ農
業上殖民者ノ獲得シタル成果ヲ指スモノナランカ、若シ又
然リトセハソノ物カ同時ニ「伯刺西爾ノ利益ト云フ見地ヨ
リ考フレハ日本殖民ノ不適當ナリト云フ或種ノ強烈ナル實
証タルヘシ」ト云フ論理ハ了解ニ苦シムモノナリ、若シ又
「ソノ物」ガ此レ以外ノ物ヲ意味スルモノトセハ余リニ漠
然朦朧タル物ニシテ遺憾乍ラ我等ノ智力ヲ以テハ解スルコ
ト能ハサルモノナリ

此所ニ於テカ我等ハ本文ヲ執筆シタル著名ナル記者カ其ノ
視察説考及分析ヨリ注意深ク構想シタル其ノ意見ヲ証明セ
ラレンコトヲ希モノナリ、所謂「ソノ物」ハ一般公衆、
讀者及伯国人ニ説明スルノ価値アル物タラスハアラス如
何ントナレハ「ソノ物」タルヤ伯刺西爾人ノ利益見地ヨリ
シテ日本殖民カ不適當ナリト云フ強烈ナル實証タルノミナ

ラス筆者想定ノ如クンハ「伯国人ノ利益ヲ見ルコト自己ノ
利福ヲ見ルカ如キワシントン、ルイス氏ハ其ノ実証ヲ捕ヘ
ス且記憶セサルカ如キコトナカリシ」カ故ナリ、猶何人モ
其ノ如何ナルモノナルカヲ覗タル論文中ニ感受スルコト
能ハサル其等ノ事實ヨリ演繹シテ筆者ハ「不適當ナル移民
カ吾等ニ供与スル此便宜ト善良ニシテ且多數ナル欧洲移民
ノ確立ヲ屢々妨クル其ノ困難ト比較スルハ悲シムヘキコ
トナリ」ト云ヘリ尚筆者ハ本問題ハ单ニ伯國ノ利益ノミニ
関スルモノニ非ラスシテ諸外国ノ利益ニモ闊スルモノナリ
ト附言セリ

今第二ノ悲哀(伯國ノ利福ノミナラス欧洲諸國ノ利益ニモ
闊スル故ニ悲シムヘシト云フ事實)ニ比シテ第一ノ悲哀
(日本移民招致ノ容易ト歐洲移民招致ノ困難ヲ比較スルノ
悲哀)ハ伯国人ノ見地ヨリ考ヘ、ヨリ価値アル利便ヲ有ス
ルカ故第一ノ悲哀ヲ引証スレハ充分ナラスヤ次ニ論者ハ筆
ヲ進メ「今伯國カ差シ迫リタル必要アリテ日本人及支那移
民乃至募集ノ容易ナル諸國移民ニ門戸ヲ開放シタリト假定
セヨ然ラハ伯國ノ損害ヲ蒙ムルハ疑フ余地ナキノミナラス
歐洲文明カ信頼期待シタル廣大寛容ナル活動ノ地ヲ奪ハレ

其ノ地ニ全力ヲ注カントスル歐洲文明ヲ害スル結果トモナルヘシ、殊ニ歐州人等ノ活動力及天稟カ自由ニ且ツ平和ニ活躍スルヲ妨ケ長ク本国領土内ニ蟄居スルコト能ハサル彼等ヲシテ血腥キ高価ナル戰争ニ訴ヘテモ猶余リ居住ニ適セサル且生産力ニ乏シキ土地ヲ征服スルノ必要アリト思惟セシムルニ至ラン」ト論セリ、右ノ一節ニ於テハ日本人及支那人ハ相対シ同種ノモノノ如シ

記者ハ日本移民反対論ヲ唱フルト同時ニ歐洲文明カ信頼期待スル広大寛容ナル活動ノ地ヲ奪ハルヘシト唱ヘ巧ニ友情ヲ以テ歐洲人ヲ脅威シ彼等ノ同情ヲ喚起セント試ミタリ

吾等ハ歐洲文明ノ發達普及ト農業労働者招致トノ間ニ存スル相互關係ヲ了解スルコト能ハスト断言スルニ躊躇セサルナリ、吾等ノ判断ニ從ヘハ「腕」ナル語ノ意義ハ農業労働ヲ意味スルニ不過ナリ、農業ニ対シテハ労働ヲ必要トスルモ歐洲文明ノ要ハ無之ナリ、今若シ論者カ伊太利人ノ鍵及独逸人ノ鋤ヲ以テ土地ヲ耕耘スルハ即歐洲文明ノ普及ナリト云ハハ吾人又何ニヲカ云ハシ哉論者ハ右ノ論評ヲ結フニ当リ問フテ曰ク「然ラハ翻テ其ノ必要ナル數千ノ労働者ヲ以テ農業ヲ保証スルノ道ハ如何」ト彼コノ自問ニ答ヘシ

ノ見地ヨリ考ヘ定メシ興味津々タルヘキ貴説ヲ披瀝セヨ

一九二二年三月十三日

(附屬書四)
ジョルジ・マッシャード

移民問題

大正十一年三月十日

「リオ」市「ア、パトリア」紙社説訳文

大戰終熄後移民問題ハ所有ニル労働問題及經濟會議ノ一要素タルニ至レリ
世ノ政治家、社會学者、内閣閣員其他移民監督官等ハ俄ニ本問題ニ没頭シ來リ就中社會学者及立法者ハ愈々論争ヲ重モ時宜ニ適ヘルモノトセリ

事態如斯ナルニ吾政府ハ本問題ヲ無為無能ナル「アゼヴェド、マルケス」氏ニ一任シツツアリ、今ヤ同氏ハ外務省ヲシテ真ニ衰頽ノ巷ト化セシメスンハ止マサラントス
施政如此ナルニ乘シ日本ノ帝國主義ハ翼ヲ張リテ伯國ノ空ヲ瞰下シツツアリ

伯國ノ領土内ニ日本人カ存在セリトテ吾人ノ之ヲ恐怖スヘ

一一「ブラジル」移民関係雑纂 二三四

カ、否々、彼ハ僅カニ眞面目ナル見解及注意ノ価値アル考案ヲ有スル人々ニ對シ本問題ノ精査ヲ勧告セシニ不過

上述ノ如クコノ評論ハ特ニ日本人ヲ目標トナシタルモノナリ、然カモ論者ハ伯國人ノ見地ヨリ觀タル日本移民及海岸地方日本殖民地ニ於テ目擊シタル弊害、欠陥及不適當ナル事實ヲ明言セサルナリ、加之茲ニ摘載セシ右論文ニハ隱語ヲ使用シ誤解シ易キ意味ノ章句多ク甚タシク明確ヲ欠キタルモノナリ

吾等ノ間ハント欲スル所ハ即チ、ワシントン、ルイス氏カ日本人殖民地ニ於テ「伯國ノ利益ト云フ見地ヨリ考フレハ同殖民地ハ日本殖民ノ不適當ナル或種ノ実証トナルヘシ」

トスヘキ何物ヲ視察シ目擊セシヤト云フ事ナリ

若シ該問題カ公衆ノ利福ニ闕スルモノナランニハ總テ精細ニ論シテ公表セヨ

如斯諷言及隱語ヲ以テ日本人殖民地ノ如何ナルモノナルヤニ關シ何等知ルコトナキ公衆ヲシテ徒ラニ疑心ヲ抱カシムルカ如キハ正義ニ非ラサルト同時ニ又決シテ譽ムヘキコトニモ非ラサルナリ、然レトモ若シ又事實ヲ云フニ非ラスシテ單ニ理論乃至意見ヲ云ハントナラハ筆者ヨ乞フ常ニ伯人

日本ノ首相ガ演説シテ政府ハ南米行移民ヲ大ニ奨励セントシ現ニ近ク伯國ニ到着スヘキ三千ノ移民ニ対シ種々便宜ヲ

与ヘタル旨ヲ言明セシコトハ今尚各新聞ノ記憶スル所ナラ
スヤ、加之近頃同国外務省ノ後援ニ依リ南米行移民事業促
進ノ目的ヲ以テ一公社成立セリ、又彼政府ハ吾南大陸ニ航
路ヲ有セル一日本汽船会社ニ毎年補助金ヲ下附スルコトト
セリ、同時ニ南米行移民ハ低廉ナル船賃ニテ渡航シ得ルコ
トトナレリ

既ニ発表セラレタル統計ニ拠レハ伯国、秘露、及其他ノ南
米諸國ニ於ケル日本人ハ既ニ約五万人ニ達セリト云フ
茲ニ吾人ハ南米ニ於ケル日本人ノ活躍ナルモノハ如何ナル
モノナルヤヲ知ラント欲ス

葡萄牙人ノ業績ハ既ニ世人ノ周知セル所ニシテ強キ執着心

ト旺盛ナル精力ト怜悧トヨリ築キ上ヶラレ今日尚脈々生氣

ヲ存シ他愛的ノ美点ヲ有ス

一方サンパウロ州ニ於ケル伊太利在留民ノ偉大ナル發展振

リハ政府ノ統計表ニヨリ一々指摘サレ得ヘク之亦明白ナル

事実ナリ

サンタカタリナ州ニ於ケル独逸人ハ如何ニ彼等カ労働ヲ愛
好シツツアルカ又如何ニ彼等カ法律、憲法及官憲ヲ尊重シ
ツツアルカニツキ吾人ニ模範ヲ示シツツアリ

獨リ日本人ノミハ好マシカラサル移民ニシテ國家經濟ノ發
達ニ有害ナルモノナリ、不幸ニシテ此移民ハ今ヤ全南米就
中サンパウロ州ノ海岸地帶ニ蔓延セントシツツアリ

客年ノ前半期中ニ独逸ノ北部ヨリ海外ニ移住セシ者ノ数ハ

一千九百十四年中ノ移民總數ノ六割六步ニ相当シ換言スレ

ハ戦前ノ數ニ殆ト倍加セリ、彼等ノ多くハ好ンテ伯国及其
他南米諸國ニ渡航シ又中米ニ赴ケルモノモ不尠、其他少數
ノ移民ハ墨国及玖馬ニ赴ケリ、大戦前ハ独逸移民ノ大多数
ハ北米ニ向ヒシモ昨年後半期ノ統計ニ依レハ同期中ニ羅典

亞米利加ニ渡航セル移民ハ一千九百十四年前半期中ニ北米

合衆国ニ赴キシ者ノ數ヲ超過セリ

二三五 三月二十三日 内田外務大臣(ヨリ) 在サンパウロ藤田總領事宛(電報)

伯国行移民神戸港出発ノ件

第一〇号

サンパウロ州珈琲耕地行補助移民三七三無補助移民二九植
民五呼寄二九非移民一四計四五〇名神奈川丸ニテ三月二十
一日神戸港ヲ出発ス尙ホ本船ニ江越技師ノ夫人乗込ミ出発
セリ

伯国行移民渡航者数減員ノ事情ニ關スル件

附記 補助移民減少ヲ証明セル海外興業会社答申書

第一号

貴電第九号ニ關シ神奈川丸ニテ渡航セル移民数ガ予定ヨリ
少ナカリシハ該移民ニ対スル補助金支給ノ交渉ガ永引キ容
易ニ決定ノ回答ニ接セザリント又本邦新聞紙上ニ補助金ノ
廃止ヲ本邦移民排斥ノ如ク伝ヘラレンコトガ応募者ニ不安
ヲ与ヘ続々渡航中止者ヲ出シタルニ因ル海興会社ハ補助移
民ノ取扱ハ今回限リトシ今後ハ無補助移民及殖民ノ輸送ニ
努力スル意向ナリ

(附記)

三月二十七日附松平海外興業株式会社社長ヨリ古谷通商局長
心得宛答申書

答申書

本年三月二十一日神戸出帆神奈川丸便伯国行補助移民減少
ノ件ニ付御下問相成候ニ付左ニ御答申上候也

当初右補助移民募集ノ景況ハ頗ル良好ニ進捗シ本年三月
船ハ少ナクモ七八百名以上ニ上ルベキ見込ナリシガ突然

二三七 三月二十八日 内田外務大臣(ヨリ)
在サンパウロ藤田總領事宛(電報)

一一「ブラジル」移民関係雑纂 二三六 二三七

三一五

一一 「ブラジル」移民関係雑纂 二三八

三一六

ハ補助金ノ下附ヲ計算目的トシテ応募シタル移民ニ対シ

渺カラザル損害ヲ蒙ラシムルコトトナレルヲ以テ取敢ヘ

ズ月末日限リ一時募集ヲ中止シ當時ノ応募人員ヲ代理

人ノ報告ニヨリ精査シタル所内輪ニ見積リ約六百名以上

ニ達シタルニヨリ之ニ対シ補助金支給方ヲサンパウロ州

政府ニ交渉シタル次第ニ有之候

當時募集ノ状況ハ続々申込殺到シ寧ロ之レガ調節ニ苦心

スル位ニ有之候処其後該問題容易ニ決定セズ意外ニ遷延

止者ヲ生スルニ至リ候モ伯國ニ於ケル交渉ノ結果不明ナ

ル為メ之レガ補充ヲ為スコト能ハズ三月一日補助問題ノ

決定ト同時ニ直ニ其補充ニ努力シタルモ如何セン時既ニ

遅ク出帆期日切迫シテ其手続ヲ為スコト能ハズ竟ニ減員

ノ儘募集ヲ締切ルノ止ムヲ得サル事トナリ加之天候不順

遽カニ冷氣ヲ催シタル為メ乗船港ニ於テ病者続出シ又々

約三十名ノ中止者ヲ生ジ最初ノ予定数ニ対シ三百余名ノ

大減員ヲ見ルニ至リタルハ遺憾ニ堪エザル次第ニ有之候

右ニ付弊社ハ不敢本月二十五日別紙ノ通り伯國支店宛

架電致置候

者トノ談話ノ際緊縮ノ手心必要ナル事情ニ閲スル件

当地ニ於ケル伊、葡系ノ新聞紙カ移民誘入上ニ閔スル競争ノ立場ヨリ我移民ニ対シテ時々面白カラサル論說ヲ掲クル

モノアルコト並米國ハ中南米ノ後見人ヲ以テ自カラ居リ隨テ諸外國カコノ方面ヘノ發展ニ閑シ心竊ニ喜ハサル所アリ

旁嫉妬猜疑ノ目ヲ以テ我行動ヲ見ルモノナルコトハ既ニ屢

屢報告セル所ナルカ特ニ近頃ニ至リ当地米國系新聞ハ題目

ヲ移民論ニ借り漸次伯國ニ排日説ヲ流布セント試ムルモノ

ノ如シ勿論當館ハ其都度他ノ新聞ヲ借リテ之ヲ反駁正誤セ

シメ居ルヲ以テ排日熱ナトハ實際未タ起ルニハ至ラサルモ

陰雨セサルニ及ヒテ牖戸ヲ綱繆スル蓋シ早計ニアラス而シ

テ如此近頃米國系新聞ガ俄カニ排日的氣配ヲ露ハシ来リシ

動機ハ昨年十一月十八日時事新報ニ掲載セラレタル高橋首

相ノ談話（右新聞切抜ヲ冊末ニ貼布ス）ナルモノカ在日米

国通信者ニ依リテ針小棒大ニ誇張セラレテ米國ニ電報セラ

レタル所更ニ紐育ヨリ之ヲ伯國ニ転電スルニ当リ之ヲ二重

ニモ三重ニモ拡大誇張シ事情ヲ知ラサル者ヲシテ之ヲ読マ

シムレハ恰モ日本移民ハ大挙伯國ニ殺到シ又農工商ノ諸方

面ニ於テモ大活躍ヲ為サントスルモノナルカ如ク解セラル

大正十一年三月二十七日

東京市麹町区有楽町

一丁目一番地

海外興業株式会社

社長 松平 直平（印）

外務省通商局長心得 古屋 重綱殿

二三八 五月八日 在伯國堀口公使ヨリ

註 別紙省略

伯國ニ於ケル最近ノ排日記事ニ閔連シ來伯邦

人ノ注意喚起方策申ノ件

附屬書 大正十年十一月十八日附時事新報切抜

高橋首相談話掲載

機密通公第八号

大正十一年五月八日

（六月二十一日接受）

在伯

特命全權公使 堀口 九萬一（印）

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

伯國ヘノ日本移民其他商工業等計画ニ就キ内外新聞記

ル様吹聴シ次テ例ノ万篇一律ニシテ而カモ陳套ナル排日説ヲ繰リ返シテ人種、宗教、風俗、習慣ヲ異ニシ且同化シ難キ黃色人種ノ伯國ニ移民スルハ社會上經濟上ヨリ之ヲ觀テ伯國将来ノ為ニ大ニ取ラサル所ナト喋々シ甚シキニ至リテハ米國加州ニ於ケル排日論ヲソノ儘伯國ニ應用セントスルカ如キモノスラ無キニアラス勿論米國トハ全ク事情ヲ異ニスル伯國ニ於テ如此議論ノ輿情ヲ動カスニ足ラサルハ明白ナルモ謬ニモ言ヘルカ如ク積羽船ヲ沈メ衆口金ヲ鑠カシ大提モ蟻穴ヨリ崩ルルコトナキニシモ非サルヲ以テ決シテ油断スヘカラス

特ニ近頃聞ク所ニヨレバ米國ハ先次ノ大戰ニ依リテ儲ケ得タル過剩利益金ノ全部ヲ今後南米ニ於ケル米國國力發展ノ為メニ投資スルコトト決定シタルヤノ趣ニテソレカアラヌカ近來當國ニ於ケル米国人ノ活躍ハ明裏暗中共ニ人ノ視聽ヲ牽ク程ニ顯著ナリサレハ近頃米國系新聞ガ頻リニ排日本移民論ヲ掲クルカ如キ又ハ先頃米國記者「ホワイト」ガ我「イグアペ」殖民地ヲ訪察シ荒唐無稽アラレモ無キ虚構ノ説ヲ市俄古「トリブュン」新聞ニ打電セルカ如キハ或ハ之レ前記米國ノ南米發展ノ大計画中ノ一齣ノ片端ナルヤモ

知ル可ラズ

尚探聞スル所ニ依レハ当地米国大使館ハ先頃「エリゼオ、カルヴァリヨ」氏（五六年前迄警視庁ノ探偵部長ヲ務メ居タルカ其後新聞雑誌ノ記者トシテ隨分善ク人ニ知ラレタル人ナリ）ヲ買収シ資金ヲ給シテ America Brasileira ナル一雑誌ヲ創刊セシメ且伯國現下ノ人氣ニ投合センカ為メニナショナリズムノ主義ヲ標榜シテ起チタルモ実ハ米國ノ利益擁護勢力拡張ノ一機關ナリト云フ最近発刊ノ部ニハ日本移民ハ伯國ニハ好マシカラサルモノナリトノ小論文掲ケアリ上述ノ如ク米國ハ我邦人ノ勢力ノ伯國ニ發達セントスルヲ見テ自國今後ノ活動ニ妨害アルヲ惧レ之ヲ嫌忌嫉視シ伊葡兩國ハ自國移民誘入ノ競争者トシテ之ヲ妬睨ス故ニ此際ニ當リテ我官民ノ共ニ注意ヲ要スル点ハ伯國ニ於ケル移民並其他ノ事業計画等ヲ内外新聞記者ニ談話スル際成ル可ク緊縮シテ之ヲ語ルヲ要スルコトト存候若シ然ラサルニ於テハ全ク痛クモナキ腹ヲ探ラルルガ如キ不快ヲ招クノミナラス或ハ延テ我對伯事業ノ發展ヲ阻害スルニ至ルコト無シトモ限ラレズ尤モ我對伯事業ハ目下萌芽ノ時期ニアリ之ガ開発促進ノ為メニハ広ク新聞紙上等ニ伯國事情ノ宣伝ヲ為スノ必要アルハ

申ス迄モ無之且列国競争ノ世ノ中ナレハ苟クモ一頭角ヲ現ハスモノアル毎ニ多少ノ競争妨害ニ遭遇スルノ免カル可ラサルハ覺悟ノ前トハ申シナカラ我伯國ニ於ケル移民数ハ僅ニ三万人内外ニシテ且通商額モ亦一年百万円（戰時中約四百万円ニ達セシコトアリ）内外ニ過キス之ヲ歐米國ノソレニ比スレハ實ニ九牛の一毛ニ過キスシテ特ニ論議スヘキ程ノモノニアラス然ルニ屢々人ノ視聽ヲ聳カスカ如キ評判ニ上ルモノアルハ假令伊葡ノ競争、米國ノ猜疑ニモ依ルベキモ蓋亦我邦人側ニモ多少ノ欠陥アルニ基因セスンハアラスト存候一言セハ外國人等ハ其事業ノ实行ヲ先ニシ之ニ関シ想像中ナル計画ヲハ恰モ实行中ナルカ如クニ吹聴スルノ弊アルヤニ相見工候勿論其人ハ極メテ眞面目ニ且善意ナルニセヨ實際ソノ事業ノ現実セラレタルモノ皆無ナルヨリ之ヲ見レバ全ク一個ノ饒舌家タルノ譏ヲ免カルルヲ得サルノミニラス却テ在伯本邦人事業ノ發展ニ阻害ヲ來スモノ多ク（本邦人ノ伯國視察者中ニモ随分此種ノ人アリテ伯國新聞記者ノ訪問ニ会シ種々ノ想像的計画ヲ事實ノ如ク話シタルコトナトアリ、其都度之ニ警告ヲ加へ置タリ實ハ其人ハ伯

国人ニ氣ニ入ル為メノ積リナルヘケレトモ其記事ハ外国人ノ眼ニハ特ニ拡大セラレテ反映ス）例ヘハ伯國企業ノ為メ何千万円ノ会社成立云々ノ報道カ一度伯國ニ達スルヤ外國人等ハ眼ヲ聳テ邦人ノ行動ニ注意警戒スルノミナラス伯國人地主等ハ得タリ賢シトシテ地価ヲ騰貴セシムルカ如キ之レナリ約言セバ之等ノ話説ハ自己ニハ何等ノ実益ナクシテ却テ他人ニ利用セラルルノ惧アルヲ以テ今後徒ニソノ声ノミヲ大ニセス成ルベク所謂不言實行ヲ主トスル様ニ致度候尚又今年ハ伯國獨立百年祭ニ關シ觀光團員來伯トノ事ニ候ヘハ尚更ノ事ト存シ候ニ付右申進候間可然方法ニテ來伯本邦人士へ右ノ趣旨御申聞相成候様致度此段申進候 敬具
(附屬書)

大正十年十一月十八日附時事新報切抜

伯國へ移民奨励計画

正金銀行より長期資金融通

(高橋首相談)

我移民歡迎、過般アルゼンチン駐在の中村公使が帰朝した時に南米諸國殊にブラジルの政府は同国には未墾の土地頗る多きに拘らず人々頗る稀薄にして産業甚だ振はないもの

一一「ブラジル」移民関係雑纂 二三八

で同方面への我国移民に対し長期の農業資金を貸出することになったのは首相の申さる通りである。実は先般此問題に就て高橋子から梶原頭取へ話があつたので当行では過日外務省の通商局長と海外興業会社の社長と種々打合せをした結果愈々我移民に対して右の長期資金貸出をする事となり過日不取敢其局に当る行員を二名リオ、デ、ジャネロへ急派した云々。(大正十年十一月十八日時事新報)

二三九 六月七日 在伯国堀口公使ヨリ

第七回伯国地学会議ニ於ケル日本移民誘入反対動議ノ否決ニ関連シ伯国人一般ノ対日感情報告ノ件

通公第四二号

大正十一年六月七日

在伯

(七月二十五日接受)

特命全権公使 堀口 九萬一(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

本年五月十九日「パライーバ」州首府「パライーバ」市ニ於テ開催セラレタル第七回伯国地学会議ニ於テ日本移民

排日説ト同視シ遂ニ羹ニ懲リテ膾ヲ吹クノ愚ニ陥リ動モスレバ伯國移民奨励ヲ躊躇スルノ氣味ナキニシモアラザルヤノ趣ナルガ予ハソノ全ク誤解ニ基ク一片ノ杞憂タルヲ断言スルニ憚カラズ過般サンパウロ州以南「バラナ」「サンタ、カタリナ」「リヨ、グランデ、スール」三州訪察ノ際各州官憲及ビ民間ノ政客並ニ大地主等ト懇談シタル多クノ機会ニ於テ余ハ伯国人ノ対日感情ヲ探知スルニ努メタルガ此方面ニ於テモ亦孰レモ本邦人ニ対シテハ好感情ヲ有スルモノナル事他ノ伯國各州ト同キ事ヲ確認セリ一例ヲ挙グレバ「リヨ、グランデ、スール」州ノ首府「ボルト、アレグレ」ニ於ケル唯一最高ナル工業学校ニ於ケル化学ノ教授ハ実ニ日本人ナリトス(千葉農業学校卒業根本勇之助氏ナリ)而シテ其学校ニ於ケル待遇ハ勿論社交上ノ諸関係ニ於テモ伯、独、仏、英、米等ノ教授ト少シモ異ル所無ク誠ニ氣持チ好キ國柄ナリトハ氏ノ親シク余ニ語レル处タリ要スルニ伯国人ノ対日感情ハ極メテ良好ニシテ其ノ因テ来ル処ハ伯國ノ不文律ナル耶蘇教ノ博愛ト「オーギュスト、コント」ノ人道教ノ薰化ニ基ク処ノ各人種平等待遇即チ四海兄弟ノ理想ヨリ醸釀シテ遂ニソノ國風ヲ為シタルモノト云フヲ得

第七回伯国地学会議ニ於ケル日本移民誘入反対動議否決ニ関スル件(摘訳)

本年五月十九日「パライーバ」州首府「パライーバ」市ニ於テ開催セラレタル第七回伯国地学会議ニ於テ「エフィジエニオ、ダ、クーニヤ」氏ハ「エリジオ、デ、カルヴァリヨ」(訳者註)五月八日付機通第八号ヲ以テ報告シ置キタル北米側ノ手ニ買収セラレ北米ノ機関紙タル「アメリカン、ブラジレラ」雑誌ヲ創刊セル男ハ即チコレ)及「モンティロ、ロバト」氏等ガ其持論タル日本移民誘入ヲ非トスル動議ヲ提出シタル処「マリオ、メロ」氏先づ立チ

「日本移民ノ誘入ニ対スル之等諸氏ノ反対動議ハ何等根底アル理由アルニ非ズ我伯國ニ東洋人ノ血液ヲ混ジタリトテ吾等ハ之カ為ニ何等ノ不利益ヲ受クルモノニ非ズ」

ト説キ「マヌエル、ダンタス」氏ハ此ノ種ノ問題ヲ該會議

誘入ヲ非トスル動議ヲ提出セルモノアリタル処激烈ナル反対論ニ遭遇シ遂ニ否決セラルニ至リタルハ頗ル快心且ツ本邦移民将来ノタメ慶幸トスル処ナリ元來伯国人一般ハ日本人ニ対シテ決シテ悪感ヲ懷クモノニアラズ否寧ロ好感情ヲ有スルモノト云フヲ以テ公平ナル観察トス蓋シ伯國ハ元來黒色、白色及ヒ黃色人種ノ混合ヨリ成レル所ナルヲ以テ彼等ハ皮膚ノ色合ニ依テ其ノ好惡ノ感情ヲ異ニスル所ナシ手近ニ其例ヲ挙グレバ本邦人旅客ニシテ南亞又ハ北米ヲ經由シテ当地ニ来るモノハ皆一樣ニ伯国人ガ少シモノ人種的區別ヲ為サズ日本人ニ対スル感情ノ極メテ良好ナルニ喚驚シ到底モ南亞ヤ北米ニ於テハ味と得ベカラザルノビヘシタル氣分ト親密サヲ感ズル処ナリト衆口一樣ニ喜ブヲ見テモ之ヲ察知スルヲ得然ルニ「サンパウロ」又ハ当地ノ新聞等ニ時々排日本移民論ノ散見スルモノアルハコレ全ク移民誘入上日本ト競争ノ位地ニアル伊葡系新聞並ニ全米主義拡張ニ苦心スル北米系新聞ガ自己ノ利益ノ為メノ立論ニシテ決シテ一般伯国人ノ感情ノ表示ニアラズ然ルニ本邦人中ニハ伯國ノ実情ヲ知ラズコレ等伊、葡、米機関紙ノ議論ヲ以テ北米加州ニ於ケル

一一 「ブラジル」移民関係雑纂 二四〇

三二二一

ニ附議スルガ如キハ至当ナル処置ニ非ザルヲ難シ次ニ「ネイバ、フィケレイド」氏ハ「エフィジエニオ」氏ノ動議ニ反対演説ヲセントテ立チ

「凡テ何レノ人種モ各自独特ノ長所ヲ有スルモノニシテ我伯国ノ如ク各種ノ人種ノ混血融合ヲ以テ構成セラル国家ガ特ニ日本国民ニ限り之ガ誘入並混入ヲ防止セントスルガ如キハ其理由ノ奈辺ニ存スルヤ了解ニ苦シム所ナリ否其ノ資性ニ於テ其ノ知能ニ於テ將又其ノ勤労ノ点ニ於テ其愛國心ニ於テ之ヲ他ノ何レノ国民ニ比シ優ルトモ決シテ劣ル事無キ日本国民ノ如キニ對シテハ却テ之カ優遇ノ道ヲコソ講ズベキナレ

殊ニ彼等ノ愛國心ニ至ッテハ既ニ「サンタ、クルス」氏ノ説明アリタルガ如ク世界ノ人ヲシテ斎シク嘆賞措ク能ハザラシムル事実アルニ非ズヤ

如上ノ如キ国民ニ對シテ我門戸ヲ閉塞スルガ如キハ以テノ外ノ沙汰ト云フベク吾人ハ寧ロ伯国開発ノ為ニ我国ニ向ハントスル国民ニ對シテハ等シク之カ門戸開放ノ策ニ出ズルヲ以テ至当ナリト信ズ」

ト述べ次ニ「シモエヌス、ダ、シルヴァ」氏モ亦日本移民反対動議ニ對シ反駁シ最後ニ「ミゲル、サンタ、クルス」

氏ハ本動議反対ニ関スル大々的長広舌ヲ揮ヒ其ノ結論ニ於テ

「若シ此ノ動議ニシテ本會議ノ可決ヲ見ルガ如キ事アラソカ彼ノ「ヴェルサイユ」講和會議ノ席上現大統領「エピタシオ、ペリア」氏ガ人種平等案ノ賛成ニ依リ表明シタル光輝アル我人道的態度ト国是トヲ撤回スルニ等シキ处置ト見ルベキナリ」

ト結ベリ

斯クテ「エフィジエニオ、ダ、クーニヤ」氏ニ依リテ提出セラレタル日本移民反対ノ動議ハ同會議ニ於テ激烈ナル反対ニ逢ヒ遂ニ否決ノ運命ニ際会セリ

二四〇 六月十二日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ 内田外務大臣宛(電報)

ヲ受ケシ旨海興支部ヨリ届出ノ件

第一七号 (六月十四日接受)

曩ニ本年五月限リ許可ヲ得タル補助移民六百名ノ残数二百

二十七名ヲ本年内ニ輸入方本月三日附ニテ認可ヲ受ケタル

旨十二日海興支部ヨリ届出アリタリ尚家族構成ハ夫婦ヲ申進候

心トシ之ニ実子女繼子女及其配偶者二十一才以下ノ独身養

子女二十一才以下ノ独身甥姪祖父母父母養父母繼父母孫家

長ノ兄弟姉妹及其配偶者妻ノ兄弟及其配偶者夫ト同行セザ

ル姉妹ヲ加ヘテ家族ヲ構成シ此家族内ニハ五十歳以下十二

歳以上ノ労働者少ナクトモ三名ヲ存在スルヲ要ス又此該當

家族内ニ右以外ノ続柄者ヲ加入セル時ハ此者ノ補助金ヲ受

クルヲ得ズ

二四一 八月八日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ 内田外務大臣宛(電報)

外国移民拠底ニ依ル日本移民ノ需要増加ノ件

第二〇号 (八月九日接受)

貴電七号及往電五号ニ閲シ此頃外国移民拠底ノ為日本移民ノ需要増加シ海興ハ七百家庭ノ注文ヲ受ケタリ

二四二 九月三十日 在バウル多羅間領事代理ヨリ 内田外務大臣宛(電報)

(別紙)

伯国学齢児童及就学児童数一覽表

州	別 (一九二一年調査) 人口	伯国学齢児童数及就学児童数一覽表		
		学 齡 (人口ノ一割ト見做シ)	現 就 學 児 童	学校ナキ力為メニ 就学シ得サル児童
アマゾナス	三六三、一六六	七一、〇〇〇	四、七七二	六七、一二八

敬具

バ	ラ	一	九八三、五〇七	一九六、〇〇〇	一七、五四二	一七八、四五八
マ	ラ	ニ	オ	ン	八七四、三三七	一七四、〇〇〇
ピ	ア	ウ	キ	一	六〇九、〇〇三	一二一、〇〇〇
セ	ア	ラ	一	一、三一九、二二八	二六三、〇〇〇	三、〇六八
リ	オ	グ	ラン	デ、ド、ノルテ	五三七、一三五	一九、三六〇
ペ	ラ	イ	一	バ	一〇六、〇〇〇	二四三、六四〇
ペ	ル	ナ	ム	ブー	九六一、一〇六	九、四六〇
ア	ラ	ゴ	ア	ス	一九一、〇〇〇	九六、五四〇
セ	ル	ジ	ペ	九七八、七四八	一九四、〇〇〇	一七六、七〇〇
エ	ス	ピ	リ	ト、サン	四七七、〇六四	八、四九六
バ	イ	一	ヤ	三、三三四、四六五	四八、八一三	一八五、五〇四
聯	邦	府	一、一五七、八七三	六六六、〇〇〇	六一七、一八七	
リ	オ	デ、ジ	ヤ	ネイロ	四五七、三二八	八三、八〇〇
サ	ン	、パ	ウ	四、五九一、一八八	九〇〇、〇〇〇	七七、一七二
パ	ラ	ナ	一	六八五、七一	一二、八二八	二七九、一二九
サン	タ、カ	タリ	一ナ	六六八、七四三	一三七、七〇三	一三七、二九七
サ	ン	タ、カ	タリ	一三六、〇〇〇	一八七、三一四	七一二、六八六
パ	ラ	ナ	一	一三六、〇〇〇	一三三、四六二	一二一、五三八
サン	タ、カ	タリ	一ナ	一三三、〇〇〇	一二一、五三八	九〇、二四七

リオ、グラン	ラン	デ、ド、ス	ール	二、一八一、七一三	四三六、〇〇〇	一一七、三五〇	三〇八、六五〇
ミ	ナ	ス、ゼ	ラ	エ	ス	五、八八八、一七四	一、一七六、〇〇〇
マ	ッ	ト、グ	ロ	ッ	ソ	二四六、六一二	一三三〇、一〇五
ゴ	ヤ	一	ス	レ	五一、九一九	四八、〇〇〇	九四五、八九五
ア	ク	レ	九	二、三七九	一〇一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	九八、八五一
総	計	三〇、六三五、六〇五	六、〇六六、〇〇〇	九五八、八二五	三、一四九	九八、八五	一五、〇〇〇

備考、總人口数ハ一九二一年国勢調査ノ結果ニ拠リ、就学児童数ハ當國ト粗ホ事情ヲ同フル北米及亞爾然丁両國ノ
学齡児童数ト總人口トノ割合ニ拠リ其二割ト見做シタルモノナリト云フ。

一一「「ブラジル」移民関係雑纂 二四三

書第三十七号

大正十一年十一月二十四日 一宮横浜正金銀行副頭取ヨリ
永井通商局長宛

伯國本邦移民ニ対スル長期低利資金融通二関
スル現地調査ノ結果報告ノ件

(十一月二十八日接受)

拝啓予テ御内示ノ次第モ有之伯刺西爾國本邦移民ニ対シ長
期低利資金融通ニ關シ弊行リオ、デ、ジャネイロ支店へ取
調報告方相命シ置候處今回移民ノ定住地方踏査ノ結果別紙
ノ通り報告越候間御参考迄ニ供御高覽候 敬具
(別 紙)

大正十一年八三日

横浜正金銀行 横浜正金銀行リオ、デ、ジャネイロ支店

支配人 橋 口 勝

外務省通商局長 永井 松三殿

一一「「ブラジル」移民関係雑纂 二四三

頭取席欧米課

御 中

伯本国本邦移民ニ対スル特別貸付金ニ閲スル件

拝啓一月二十七日付貴信ヲ以テ御内示相受候本件ニ付徹底的調査ノ必要ヲ認メ十数日間奥地へ出張仕リ移殖民ノ現状實査ノ結果卑見更ニ左ノ通り申述候

目下伯刺西爾在住本邦移民ノ數ハ三万五千人ニ上リ其約三分ノ一ハ当地ヨリ四百哩ノ「リベロン、プレート」地方ニ有之約三分ノ一ハ夫ヨリ北方約三百哩ノ「ノロエステ」鐵道沿線ニ散在シ土地ヲ借入レ又ハ買入レテ自作シツツアル農民ニシテ他ノ三分ノ一ハ海岸ニ面シ「イグアツペ」ト称スル海外興業会社直営ノ殖民地ニ集団スル移民ニシテ低利資金供給問題ハ自然「ノロエステ」地方ノ自作農民ヲ目標トシテ研究スベキモノト被存候

是等自作農民ヘ渡来後「リベロン、プレート」地方ノ珈琲農園ニテ四五年間ノ労働ニ從事シ多少ノ経験ト貯金ヲ積ミテ新開地ノ「ノロエステ」ニ移住シ不毛ノ土地ヲ借入レ又ハ代金年賦払ノ契約ニテ之ヲ買入レ開拓自作スルモノニテ

対シ金融ヲナスコトモ不可能ニ有之當行直接貸付ヲナスコトハ先以テ見合セ度ト存候

然ラバ海外興業会社經由ノ貸付ハ可能ナルヘキヤト云フニ

同社ハ「ノロエステ」ヨリ六七百哩ヲ距ル同社直営ノ殖民地經營ニ主力ヲ注ギ居リ其成績未タ大ニ挙ラザルヲ以テ他ニ手ヲ伸ハス余力ナク自作農民ノ散住スル「ノロエステ」

地方ニハ出張員モ派遣シアザル狀態ナレハ現状ノ儘ニテ

ハ農民ノ監督モ出来難ク従ツテ多クヲ望ミ得難シト存候又自作農民カ白人ニ暴利ヲ貪ラレザル別個ノ方法トシテ二三共有倉庫及精米所建設等至極妥当ト認メラルル意見モ有之候得共差当リ適當ナル經營者ノ物色ニ行キ難ミ居申候

之ヲ要スルニ現在ノ自作農民ハ各自手一杯ニ勞作シ其収獲

ヲ以テ満足致居リ偶長期低利資金ノ供給ヲロニスルモノモ

開墾ヨリ珈琲ノ収穫期迄六ヶ年間位ノ融通ヲ希望致シ居リ

若シ之ヲ供給スレハ投機的土地区入ラ助長シ広闊ノ地区ヲ抱擁シナガラ労力不足勝ノ當國ニテハ其開拓ニ苦ミ却

テ困難セシムニ至ラザルヤト疑ハレ申候

以上ノ諸点ヨリ觀察シテ御内示ノ長期低利資金融通ハ自作農民ノ実情ニ合致セルモノト申兼候段誠ニ遺憾ノ次第ニ有

一一「ブラジル」移民関係雑纂 二四五 二四五

永キハ四五年ヲ経過シタルモノモ有之何レモ相当ノ利益ヲ挙ケ居リ申候

然ルニ是等農民ノ自作スル土地ハ

一未開ノ原始林ニシテ地価毫町歩拾円位ニ有之開拓ニ依リ初メテ価値ヲ生スルモノニシテ若シ一二年間手入ヲ怠ルトキハ直ニ無価値ノ荒蕪地ニ変シ申候

一珈琲樹ハ最盛期五六年ヲ経過スレハ収穫遞減スルカ為メ其場合農民ハ之ヲ抛棄シテ更ニ新開地ニ移転スルヲ常ト致候

一土地ハ代金二三ヶ年ノ年賦支払契約ニテ買入申候得共伯國官憲ノ取締不確実ニシテ全額払込済ノ上所有權移転ノ場合ニ疑義發生紛争ヲ來スコト少カラザル趣ニ有之候

一住民稀少ノ為メ土地ノ転売処分甚タ困難ニ有之候

等ノ事情ニ依リ之ヲ担保トシテ貸金ヲナスコト殆ント不可能ナルト其自作農民モ責任觀念ニ乏シク領事館及其分館ニ於テモ是等遠隔ノ土地ニ居住スル自作農民ノ身分信用等ノ調査因難ナルヘク仮令貸付ヲナスモ其使途ノ監督モナシ難ケレハ農民個々ヲ相手トシテ金融ヲナシ能ハザルハ固ヨリ彼等ノ間ニハ統一ナク指導者ナク組合ヲ組織セシメテ之ニ

之尚海外興業会社ノ青柳重役渡来ヲ待チテ更ニ協議可致候得共不敢右概要御報告申上候 早々敬具

二四五 十一月三十日 在サンパウロ藤田總領事宛(電報)

低利資金融通ハ實行困難ナリトノ正金側ノ見

解ニ対スル意見申越方訓電ノ件

第三四号

本年六月二十六日附通移第五号ヲ以テ申進ジタル件ニ閲シ正金銀行側ノ意見ハ低利資金融通ハ農民ノ実情ニ合致セズ實行困難ナリト云フニ在ルトコロ右ニ閲スル青柳ノ意見何分ノ貴見ト共ニ至急申越サレタシ

第三〇号
二四五 十二月一日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

低利資金融通ニ閲スル現地側意見回電ノ件

(十一月三日接受)

貴電第三四号ニ閲シ

既ニ去ル十月二十日附通移機密第六号ニテ上申セシ通り正金銀行ニ於テ貸出ノ意思ナキ以上ハ致方ナク他日本邦資本家ノ投資ヲ俟チテ現在ノ植民ニ利便ヲ均霑セシムル外ナカ

ルベシ青柳ノ意見モ同様ナリ

一四六 十二月十一日 在内田外務大臣宛(ヨリ)
在サンパウロ藤田總領事宛(電報)

サンパウロ州珈琲耕地行移民ニ対スル補助契

約復活運動推進方ノ件

第三五号

サンパウロ州珈琲耕地行移民ニ対スル補助契約復活ノ義貴地海興支店青柳運動中ナル處目下本邦ニテハ失業者問題ノ官民間ニ研究セラルル際該補助金ノ廃止ニヨリ渡航者ノ減少ヲ來ス如キハ憂フベキコトナルニヨリ貴官ニ於テモ青柳ノ運動ニ可及的助力セラレ一面現在ノ成行電報セラレタシ

一四七 十二月十一日 在サンパウロ藤田總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

サンパウロ州珈琲耕地行移民ニ対スル補助契

約復活運動ニ関シ意見稟申ノ件

第三三一號

貴電第三五号ニ関シ

「イタリー」新内閣ハ移民ヲ伯国ニ送ルニ熱心ナル趣ニシテ São Paulo 州政府申出条件ニ対シ種々ノ註文ヲ出シ

ツツアリ当地官民ハ好都合ニ進行スルモノト信シ居レリ
若シ此ノ交渉成立スレハ毎月一千(1000)人宛到着スヘシト云フ故ニ日本移民補助問題ヲ此ノ際申出シレハ鼻息荒ク忽チニ撥附ケラルル虞アルニ付青柳モ其ノ機会ニ於テ十分尽力スヘシ
貴電ノ失業者トハ純農者ニ非スシテ職工軍人等ノ謂ナラン日本ニ純農者中多数ノ失業者アルヘクモ思ハレス今回到着ノ神奈川丸移民ヲ見ルニ純農者一割他ハ坐食ノ徒ニシテ傭被傭者共失望シ移住ノ目的ヲ達スルコト困難ナラン São Paulo 州政府モ将来斯ル輩ハ補助セサルヘシ、此ノ輩ノ救濟トシテ伯国ニ移植民セシムルヲ良計ナリトセハ外國政府ノ補助ヲ期待セス我政府進シテ渡航費ヲ補助サルルコト然ルヘキカ渡航費補助問題ハ去月二十日附機密第六号ヲ以テ愚見上申セリ然リト雖小官ハ純農者以外ノ者ノ当國ニ移植スルハ不成功ニ終ルヘシト確信ス

(十二月十三日接受)

事項一一「メキシコ」革命動乱関係一件

一四八 三月九日 在米國幣原大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

対墨武器弾薬ノ輸出ハ日下禁止セザルベキ旨

米國國務省公表ノ件

第一〇四号

(二月十日接受)

公第六三号

大正十一年三月十日

在米

特命全權大使男爵 壱重郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

対支武器輸出禁止ニ關スル大統領及対墨武器輸出解禁ニ關スル國務省公表文送附ノ件

附屬書 右國務省公表文

往電第一〇一一号ニ関シ

墨国ニ対スル武器弾薬ノ輸出ハ從来千九百十二年三月ノ共同決議成立ト同時ニ当然消滅シタルニ付右禁止ヲ繼続センガ為ニハ新ニ右一月三十一日共同決議ニ基キ大統領令ノ公布ヲ要スル次第ナルニ依リ三月七日國務省ハ対墨武器弾薬ノ輸出ハ日下ノ處之ヲ禁止セザルベキ旨公表セリ

墨ハ転電セリ

(附屬書)

三月七日附対墨武器輸出解禁ニ關スル國務省公表文(乙号)

一四九 三月十日 在米國幣原大使ヨリ
内田外務大臣宛

一一一 「メキシコ」革命動乱関係一件 一四八 一四九

三月十九